

別 記

1 対象果実

令和7年4月に発生した降ひょう被害により、国内需給に与える影響が大きいと認められる下表の都道府県及び果実

県 名	対象品目
群馬県	うめ
和歌山県	うめ

2 事業実施者

対象果実の生産出荷団体、加工業者、その他農産局長が適当と認めた者

3 事業内容

(1) 自然災害被害果実加工利用促進緊急対策

① 被害を受けた果実の適切な分別を徹底し、有効な利用の促進及び区分流通を図るために実施する対象果実に係る以下の取組

ア 被害を受けた果実の選別や処分に係る共同選果作業等

イ 被災した園地で実施する着果状態での被害を受けた果実の選別（以下「樹上選別」という。）や被災した園地及び当該園地に附随する作業所等で実施する被害を受けた果実の選別

ウ 被害を受けた果実の処分に係る作業等

エ 収穫段階における目揃え会、巡回指導等

オ 計画的集荷及び出荷のための、事業実施者による被害を受けた果実の選別基準、買取価格、集荷場所、集荷日時等の事前告知等

② 加工原料用果実の段階的出荷及び品質維持のための一時貯蔵

(2) 自然災害被害果実消費拡大対策

(1) と併せて実施する対象果実及び対象果実を原料とした加工製品の消費拡大に係る以下の取組

① 消費者向けのリーフレット、ポスター、製品ラベルの作成、新聞広告の掲載等による広報宣伝活動

② 対象果実及び対象果実を原料とした加工製品の試飲・試食即売会等

4 事業の実施期間

令和8年3月31日まで

5 補助対象経費

(1) 自然災害被害果実加工利用促進緊急対策

① 対象果実の有効な利用の促進及び区分流通に要する経費（指導費、資料印刷費、作業労賃、広報費）

ア 指導費、資料印刷費は、目揃え会、巡回指導のための指導員手当、資料作成費等の経費とする。

イ 作業労賃は、以下の労賃とする。

(ア) 集出荷施設等における被害を受けた果実の適切な仕分けのために実施する共同選果等に必要な掛かり増し労賃

(イ) 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく農業共済又は収入保険に加入している。若しくは今後加入する意向がある農業者や農業法人が、通常の作業に追加して実施する樹上選別や被災した園地及び当該園地に附随する作業所等で実施する収獲果実の選別等に必要な労賃

ウ 広報費は、被害を受けた果実の取扱い等に関する情報周知のためのチラシ作成費及び送料とする。

② 対象果実のうち加工原料用となる被害を受けた果実の出荷に要する掛かり増し経費（運搬費、貯蔵費）

ア 運搬費は、通常の出荷分と区分して出荷する加工原料用となる被害を受けた果実の運搬に必要な経費を対象とする。

イ 貯蔵費は、一時貯蔵を行う際の貯蔵庫の借料及び荷役料とし、温度調節等により果実の適切な品質管理が可能な施設で貯蔵した場合を対象とする。

ウ 補助対象となる一時貯蔵期間は、入庫から出庫までの 6 か月間を限度とする。

（注 1）運搬費は、被災した農家が集荷場所まで運搬する経費は対象としない。

（注 2）運搬費及び貯蔵費は、被害を受けた加工原料用果実のための掛かり増し経費を対象とし、通常発生する加工原料用果実に係る経費は対象としない。

（注 3）運搬・一時貯蔵に要するコンテナ、パレット等の資材の購入経費は対象としない。

（2）自然災害被害果実消費拡大対策

対象果実及び対象果実を原料とした加工製品の消費拡大に係る経費（広報宣伝費、キャンペーン開催費）

① 広報宣伝費は、消費者向けのリーフレット及びポスターの作成費、新聞広告掲載費、区分販売のためのラベルの作成費、印刷製本費等とする。

② キャンペーン開催費は、会場借料、機材費、旅費、スタッフ賃金等とする。

（注 1）広報宣伝費は、真に効果があると判断されるものに限る。

（注 2）キャンペーン開催費は、事業実施者の役職員の賃金を除く。

6 補助率等

3の事業内容に係る補助率等は、以下のとおりとする。

事業内容	補助対象経費	補助率
自然災害被害果実加工利用促進緊急対策	5（1）①イ（ア）の作業労賃	定額（527 円／人・時間以内）
	5（1）①イ（イ）の作業労賃	定額（4,220 円／日・10 a）
	上記以外	1／2 以内
自然災害被害果実消費拡大対策	5（2）に要する印刷製本費、会場借料、機材費、旅費、スタッフ賃金等の経費	1／2 以内

7 事業実施の手続

（1）自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画の策定

- ① 事業実施者は、事業の内容、経費の配分、事業完了予定年月日、収支予算その他本事業を効率的に実施するために必要な措置に関する事項等について定めた自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を別紙様式 1 号により策定し、都道府県法人（果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号。以下「法」という。）第 4 条の 4 第 2 号に規定する都道府県法人をいう。都道府県法人が設立されていない都道府県にあっては、当該都道府県を事業区域とする農業協同組合連合会その他公益財団法人中央果実協会（以下「中央果実協会」という。）が本事業を適切に実施できると認める団体をいう。以下同じ。）に提出し、承認を受けるものとする。ただし、事業実施者が都道府県の区域を越えて本事業を行う場合にあっては中央果実協会に提出し、承認を受けるものとする。
- ② 都道府県法人は、①により提出された事業実施計画が適当と認められ、承認しようとする場合には、都道府県知事と調整の上、あらかじめ中央果実協会と協議するものとする。
- ③ 中央果実協会は、①のただし書により提出された計画及び②により協議された計画を、法第 4 条の 6 第 1 項の規定に基づく事業計画に即しているものとして承認しようとする場合には、あらかじめ農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）と協議するものとする。
- ④ 事業実施計画を変更する場合は①から③までに準じて行うものとする。ただし、当該計画の変更の承認又は協議を要する事項は、事業実施者の変更、事業の取りやめ、事業量又は事業費の 30%以上の増減及び特に必要と認められる重要な事項とし、これらに該当しない軽微な事項については、実績報告をもってこれに代えることができる。

（2）補助金の交付申請

- ① 補助金の交付を受けようとする事業実施者は、事業実施計画を提出した都道府

県法人又は中央果実協会に対し、別紙様式２号により、補助金の交付を申請するものとする。

② 都道府県法人は、事業実施者からの補助金の交付申請を取りまとめ、中央果実協会に対し、補助金の交付を申請するものとする。

③ 中央果実協会は、①又は②により申請された場合には、持続的生産強化対策事業実施要領（令和４年４月１日付け３農産第３１７５号、３畜産第１９９３号農産局長、畜産局長連名通知。以下「実施要領」という。）別紙３本体の第２の３（４）の業務方法書に定めるところにより、都道府県法人又は事業実施者に補助金の交付を決定するものとし、当該都道府県法人は、実施要領別紙３本体の第２の４（８）の業務方法書に定めるところにより、事業実施者に補助金の交付を決定するものとする。

（３）実績等の報告

① 事業実施者は、本事業終了後、速やかに事業の実績等について、別紙様式３号により、都道府県法人又は中央果実協会に報告するものとする。都道府県法人は、事業実施者からの報告を取りまとめ、中央果実協会に報告するものとする。なお、一時貯蔵の実績報告に当たっては、入出庫期日が確認できる伝票等に加え、営業倉庫に貯蔵した場合は倉荷証券又はその写し、自社倉庫に貯蔵した場合は地方公共団体（都道府県又は市町村）の証明書を添付するものとする。

② 中央果実協会は、①の報告を取りまとめ、農産局長に報告するものとする。

（４）補助金の支払

① 事業実施者は、（３）の実績等の報告と併せて別紙様式３号により、都道府県法人又は中央果実協会に対し、補助金の支払請求を行うものとする。都道府県法人は、事業実施者からの支払請求を取りまとめ、中央果実協会に支払請求を行うものとする。

② 中央果実協会は、①の内容を審査して、速やかに補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

８ その他

都道府県法人は、５の（１）①イ（イ）における農業者や農業法人の意向等について取りまとめの上、農業共済組合等から照会があった場合は、必要最小限の範囲で、当該農業者や農業法人の氏名、住所等の提供を行うこととする。

附 則

この通知は、令和７年７月１日から施行し、対象果実に対し、事業実施者が行う事業内容に記載の取組について適用する。

(別紙様式 1 号)

令和 7 年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画承認申請書

番 号
年 月 日

(別記の 7 の (1) ①に定める
計画承認を行う者の名称) 殿

(住 所)
(事業実施者名)
(代表者氏名)

令和 7 年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施について (令和 7 年〇月
〇日付け 7 農産第〇〇〇〇号農林水産省農産局長通知) の別記の 7 の (1) に基づき、
別紙のとおり自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画の承認を申請します。

(別 紙)

令和7年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画書

1 自然災害被害果実加工利用促進緊急対策

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

① 対象果実の有効な利用の促進及び区分流通に要する経費

ア 指導費、資料印刷費

品目	産地(市町村、JA等)	指 導 手 段	事 業 量	事 業 費	摘 要
うめ	〇〇市	目揃え会 (日時・会場) 巡回指導 (日時・地区名) 資料作成	指導員〇名×@〇円 ×〇日 指導員〇名×@〇円 ×〇日 @〇〇円×〇〇部	円	
計					

イ 作業労賃

品目	産地(市町村、JA等)	項 目	事 業 量	事 業 費	摘 要
うめ	JA〇〇	作業労賃	〇a×〇日×4,220円/10a	円	
うめ	JA〇〇	作業労賃 (共同選果)	〇人×〇時間×527円	円	
計					

ウ 広報費

品目	産地(市町村、JA等)	項 目	事 業 量	事 業 費	摘 要
うめ	JA〇〇	〇〇チラシ作成 チラシ配布(郵送)	〇枚×〇円 〇人×〇円	円	
計					

② 対象果実のうち加工原料用となる被害を受けた果実の出荷に要する掛かり増し経費

ア 運搬費

品目	産地(市町村、JA等)	運搬業者名	集荷・貯蔵場所	貯蔵・出荷場所	輸送距離	輸送数量①	左記輸送距離におけるトン当たり単価②	補助対象事業費①×②	摘 要
うめ	〇〇市	〇〇〇〇			km	トン	円/トン	円	
計									

イ 貯蔵費

品目	産地(市町村、JA等)	施設運営業者名	貯蔵場所	貯蔵数量①	貯蔵期間②	補助対象数③①×②	1か月当たり貯蔵単価④	補助対象事業費③×④	摘 要
うめ	〇〇市	〇〇〇〇		トン	か月	トン	円/トン	円	
計									

2 自然災害被害果実消費拡大対策

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

① 広報宣伝費

品目	産地(市町村、JA等)	項 目	事 業 量	事 業 費	摘 要
うめ	JA〇〇	リーフレット制作費 印刷費 新聞広告費	デザイン料 キャラクター作成費 〇万部 〇〇新聞社×〇回	円	
計					

② キャンペーン開催費

品目	産地（市町村、JA等）	項目	事業量	事業費	摘要
うめ	JA〇〇	会場借料 機材費 スタッフ賃金	ブース代〇円×2日 一式×2日 販売員 2名×2日	円	
計					

3 経費の配分

事業種目	事業に要する経費	負担区分			摘要
		中央果実協会補助金	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了予定年月日

(別紙様式 2 号)

令和 7 年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

(都道府県法人又は
公益財団法人中央果実協会) 殿

(住 所)
(事業実施者名)
(代表者氏名)

令和 7 年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施について（令和 7 年〇月
〇日付け 7 農産第〇〇〇〇号農林水産省農産局長通知）の別記の 7 の（2）に基づき、
下記のとおり自然災害被害果実加工利用促進等対策事業費補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額

円

2 交付申請額内訳

事 業 種 目	事 業 費	補助金交付額	摘 要
	円	円	
計			

(注) 別添として事業実施計画書を添付する。

(別紙様式 3 号)

令和 7 年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実績報告兼補助金支払請求書

番 号
年 月 日

(都道府県法人又は
公益財団法人中央果実協会) 殿

(住 所)
(事業実施者名)
(代表者氏名)

令和 7 年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業の実施について（令和 7 年〇月
〇日付け 7 農産第〇〇〇〇号農林水産省農産局長通知）の別記の 7 の（3）に基づき、
別紙のとおり自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実績を報告します。

また、併せて、下記のとおり自然災害被害果実加工利用促進等対策事業費補助金の支
払を請求します。

記

1 補助金支払請求額

円

2 支払請求額内訳

事業種目	事業費	補助金支払請求額	摘要
	円	円	
計			

(別 紙)

令和7年度自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実績報告書

1 自然災害被害果実加工利用促進緊急対策

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

① 対象果実の有効な利用の促進及び区分流通に要する経費

ア 指導費、資料印刷費

品目	産地(市町村、JA等)	指導手段	事業量	事業費	摘要
うめ	〇〇市	目揃え会 (日時・会場) 巡回指導 (日時・地区名) 資料作成	指導員〇名×@〇円 ×〇日 指導員〇名×@〇円 ×〇日 @〇〇円×〇〇部	円	
計					

イ 作業労賃

品目	産地(市町村、JA等)	項目	事業量	事業費	摘要
うめ	JA〇〇	作業労賃	〇a×4日×4,220円/10a	円	
うめ	JA〇〇	作業労賃 (共同選果)	〇人×〇時間×527円	円	
計					

ウ 広報費

品目	産地(市町村、JA等)	項目	事業量	事業費	摘要
うめ	JA〇〇	〇〇チラシ作成 チラシ配布(郵送)	〇枚×〇円 〇人×〇円	円	
計					

② 対象果実のうち加工原料用となる被害を受けた果実の出荷に要した掛かり増し経費

ア 運搬費

品目	産地(市町村、JA等)	運搬業者名	集荷・貯蔵場所	貯蔵・出荷場所	輸送距離	輸送数量①	左記輸送距離におけるトン当たり単価②	補助対象事業費①×②	摘 要
うめ	〇〇市	〇〇〇〇			km	トン	円/トン	円	
計									

イ 貯蔵費

品目	産地(市町村、JA等)	施設運営業者名	貯蔵場所	貯蔵数量①	貯蔵期間②	補助対象数③①×②	1か月当たり貯蔵単価④	補助対象事業費③×④	摘 要
うめ	〇〇市	〇〇〇〇		トン	か月	トン	円/トン	円	
計									

2 自然災害被害果実消費拡大対策

(1) 事業の目的

(2) 事業の内容

① 広報宣伝費

品目	産地(市町村、JA等)	項 目	事 業 量	事 業 費	摘 要
うめ	JA〇〇	リーフレット制作費 印刷費 新聞広告費	デザイン料 キャラクター作成費 〇万部 〇〇新聞社×〇回	円	
計					

② キャンペーン開催費

品目	産地（市町村、JA等）	項 目	事 業 量	事 業 費	摘 要
うめ	JA〇〇	会場借料 機材費 スタッフ賃金	ブース代〇円×2日 一式×2日 販売員 2名×2日	円	
計					

3 経費の配分

事 業 種 目	事業に要する 経 費	負 担 区 分			摘 要
		中央果実 協会補助金	自己負担	その他	
	円	円	円	円	
計					

4 事業完了年月日